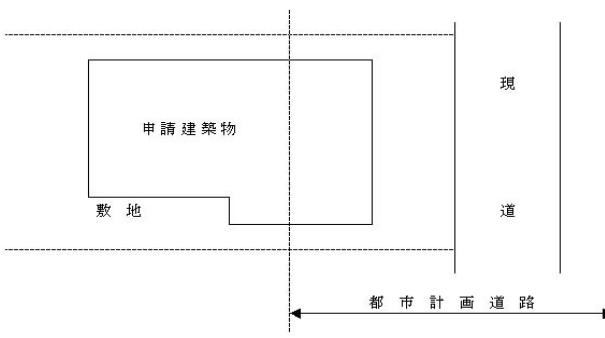


申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

|                |  |                               |
|----------------|--|-------------------------------|
| 許認可等の内容        |  | 都市計画法第53条に係る許可                |
| 根拠法令等及び条項      |  | 都市計画法53条第1項                   |
| 標準<br>処理<br>期間 | 根拠条項   | 都市計画法第53条の建築許可に関する要綱          |
|                | 設定等年月日   | 平成22年 3月29日設定<br>令和 年 月 日最終変更 |
|                | 標準処理期間   | 7日                            |
| 審査<br>基準       | 根拠条項   | 都市計画法第53条の建築許可に関する要綱 第5条      |
|                | 参考事項   | 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例    |
|                | 設定等年月日   | 平成22年 3月29日設定<br>令和 年 月 日最終変更 |
|                | <p>【 基 準 】</p> <p>都市計画法第53条の建築許可に関する要綱抜粋<br/>(審査)</p> <p>第5条 第3条の規定による建築許可申請に対する審査は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 審査は、法第54条の許可基準(別図)に基づいて行い、同条の基準に適合しないものについては、原則として許可しないものとする。</p> <p>(2) 申請に係る建築物が区域の内外にわたっているもののうち、区域内の建築部分については許可基準に適合するが、区域外の建築部分が許可基準に適合しない場合においては、将来事業化が図れると見込まれ、それらを分離することが容易であると判断したときは、これを許可することができる。</p> <p>別図(第5条関係)</p> <p>(1) 建築許可の場合</p> <p>申請建築物が、都市計画法第54条の許可基準の範囲内であるもの。</p>  <p>都市計画法抜粋<br/>(許可の基準)</p> |                               |

第54条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- (1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- (2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- (3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。